

# 徳田山介護センター訪問介護

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	医療法人徳洲会 介護老人保健施設徳田山介護センター		
所在地	〒999-6852 山形県酒田市相沢字道脇7		
電話番号	0234-61-4161	FAX 番号	0234-61-4162
都道府県名	山形県		
指定番号	0673200069		
管理者	矢口 亮子(やぐち りょうこ)		
サービス提供地域	酒田市・遊佐町・庄内町・三川町 鶴岡市(旧温海町を除く)		

### 2. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務態勢
管理者(サービス提供責任者兼務)	1名(介護福祉士)	常勤
訪問介護員	2名(介護福祉士)以上	常勤

### 3. 営業時間

年中無休

24時間、電話対応しています。

## 4. 利用料 別紙料金表参照

### \* 初回加算

- ・サービス提供責任者が初回利用日に訪問介護を行った場合。
- ・サービス提供責任者が初回利用日の属する月に訪問介護を行った場合。
- ・初回利用日もしくはその属する月に訪問介護を行った際、サービス提供責任者が同行訪問を行った場合。
- ・利用中止期間が暦日で2ヶ月以上あった場合については、利用再開時に訪問介護計画書を再作成の上再度初回加算を頂く事があります。

### \* 早朝夜間加算

午前8時から午後6時以外の時間帯でサービスを行う場合は、利用料金に次の割合で割増になります。

- ・早朝(午前 6 時 ~ 8 時) 25%加算
- ・夜間(午後 6 時 ~ 10 時) 25%加算
- ・深夜(午後 10 時 ~ 午前 6 時) 50%加算

### \* 特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を評価する観点から、厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た事業所に加算されるものです。

**特定事業所加算Ⅰ (20%加算) : (1) ~ (6)、(9)、(10)、(13) 又は (14) に適合**

**特定事業所加算Ⅱ (10%加算) : (1) ~ (5)、(9) 又は (10) に適合**

**特定事業所加算Ⅲ (10%加算) : (1) ~ (6)、(11) 又は (12)、(13) 又は(14) に適合**

**特定事業所加算Ⅳ (3%加算) : (1) ~ (5)、(11) 又は (12) に適合**

**特定事業所加算Ⅴ (3%加算) : (1) ~ (5)、(7)、(8) に適合**

- (1) 訪問介護員・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施。
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催。(テレビ電話等の ICT の活用が可能)
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告。(FAX、メール等も可能)
- (4) 健康診断の定期的な実施。
- (5) 緊急時等における対応方法の明示。
- (6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取り期に関する職員研修の実施等。
- (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること。
- (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること。
- (9) 訪問介護員のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上。
- (10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者。
- (11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。
- (12) 訪問介護員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上。
- (13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上。
- (14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること。(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)

### **\*緊急時訪問介護加算**

ご本人やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画に無い訪問介護(身体介護)を行った場合、通常料金に加え算定されます。

### **\*生活機能向上連携加算 I**

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成（変更）した場合加算されます。

理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うものとします。

### **\*生活機能向上連携加算 II**

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定されます。

### **\*認知症専門ケア加算 I**

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上

認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合 1 に、当該利用者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。

当該事業所の訪問介護員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している場合に加算されます。

### **\*認知症専門ケア加算 II**

認知症専門ケア加算 I の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。

訪問介護員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定している場合に加算されます。

### **\*口腔連携強化加算**

当該事業所の訪問介護員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回に限り加算されます。利用者の口腔の健康状態の評価を行うに当たって、報酬診療の歯科点数表区分番号 C 000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該事業所からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

### **\*業務継続計画未策定減算**

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬を減算します。

### **\*高齢者虐待防止措置未実施減算**

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算します。

### **\*介護職員処遇改善加算**

介護職員の安定的な処遇改善を図るための取り組みを実施し、厚生労働大臣の定める基準に適合し都道府県知事に届け出た事業所に加算されるものです。

所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

## \*交通費

当事業所のサービス提供地域にお住まいの方は交通費が無料です。

それ以外の地域にお住まいの方の交通費は、次の通りです。(1回につき)

片道	30 km未満	390円
片道	30 km以上	520円

## \*キャンセル料

当日お宅へ伺ってからのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。但し、利用者の容体の急変等、緊急やむをえない事情がある場合については、キャンセル料不要です。

時 間	キャンセル料
サービス利用の当日	片道の走行距離(km)×13円

## 5. 支払方法

毎月10日までに前月分(毎月1日～月末)の請求を致しますので、末日までに次のいずれかの方法により、お支払いいただきますようお願いいたします。

- A : 現金払い(サービス提供時)      B : 口座引落 (毎月 26 日)  
C : 銀行振込(手数料は、利用者負担となります。)

## 6. 苦情受付窓口

訪問介護サービスに係る相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。

苦情受付担当者 矢口亮子                      苦情解決責任者 矢口亮子

サービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1      あり	直近の実施		
		評価機関名称		
		結果の開示	1   あり	2   なし
	2      なし			

## 7. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに県市町村、利用者の家族居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

損害賠償保険は、下記の内容についての保険に加入しています。

補償項目	事故例
★ 賠償責任損害 ① 対人・対物事故	※入浴サービスの際に足を滑らせて、サービス対象者を負傷させてしまった。 ※介護サービス対象者の居宅にあった電気ポットを落として

	壊してしまった。
②現金・貴重品の事故	サービス対象者から預かった現金を盗まれてしまった。
③人格権の侵害	サービス対象者のプライバシーを漏らしてしまい、名誉毀損だと訴えられた。
★ 費用損害 ①訴訟費用	賠償事故が訴訟となり、訴訟費用を負担した。
②初期対応費用	事故が発生した際に、使用人を事故現場に派遣する為の費用や通信費用がかかった。
③対人見舞費用	介護サービス中にサービス対象者が負傷してしまい、お見舞に行くために見舞品を購入した。
④訴訟対応費用	訴訟になった場合に、裁判所に提出する文書を作成する為の費用がかかった。

## 8. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、ご家族、居宅介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名称	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

## 9. 高齢者虐待の防止について

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し職員に周知します。(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)
- (2) 定期的に研修等を行い、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えます。

## 10. 身体拘束等の適正化について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体拘束の対策を検討する委員会を開催し職員に周知します。(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)

## 11. 感染症対策について

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止の対策を検討する委員会を概ね6か月に1回開催し職員に周知します。
- (2) 定期的に研修を行います。

## 1 2. 事業継続計画について

- (1) 感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の事業継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 定期的に研修及び訓練を行います。

## 1 3. その他

- (1) 利用者又はご家族等関係者によるカスタマーハラスメントにより事業所の運営に支障を来し、職員(ヘルパー)に精神的苦痛を与え、就労環境が害された場合には契約を解除させて頂くことがあります。
- (2) 利用者の居宅でサービスを提供する為に使用する電気、水道、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意下さい。
  - ①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはしかねますので、ご了承ください。(生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。)
  - ②ヘルパーは、介護保険制度上、利用者(要介護者)の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については、介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
  - ③ヘルパーに対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	所在地	大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 3 番 1-1200 号
	名称	医療法人徳洲会
	代表者	理事長 東上 震一 (印)
事業所	所在地	山形県酒田市相沢字道脇 7 番地
	名称	介護老人保健施設徳田山介護センター
	説明者	管理責任者 矢口 亮子 (印)

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け、同意いたしました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ (印)

身元引受人	住所	_____
	氏名	_____ (続柄 ) (印)

連帯保証人	住所	_____
	氏名	_____ (続柄 ) (印)